

務	00	01	30年
(令和38年3月末まで保存)			

交 企 第 1 4 4 号
(交 指 、 運 免)
令 和 7 年 7 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について

令和6年5月24日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第221号）により、令和8年4月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第57号）が本年6月20日に公布され、改正法と同様、令和8年4月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、交通反則通告制度を軽車両に適用するための規定の整備、自動車等が自転車等の側方を通過する際における規定の整備及び仮運転免許若しくは運転免許試験の受験資格に係る年齢要件の引下げに関する規定の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当 交通企画課交通部企画係

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）
「旧法」 : 改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「法」 : 改正法による改正後の道路交通法
「改正令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号）
「令」 : 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第57号）
「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

第1 趣旨

1 交通反則通告制度を軽車両に適用するための規定の整備

旧法においては、交通反則通告制度の対象から重被牽引車以外の軽車両は除かれており、自転車をはじめとする軽車両の運転に関し、法の規定に違反する行為を行った者は、全て刑事手続の対象とされていた。

しかし、最近の自転車をめぐる事故情勢等を踏まえ、自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化をしてきたところ、かかる違反を検挙した場合には、自動車及び原動機付自転車に交通反則通告制度が適用されていることと比較して、国民にとっても捜査機関側にとっても大きな負担が生じつつあった上に、違反者の多くは送致後に不起訴とされ、実態として違反者に対する責任追及が不十分であるという指摘がなされていた。

そこで、刑事手続に伴う手続的な負担の軽減を図るとともに、実効的な責任追及を可能とするため、自転車をはじめとする軽車両に対し、交通反則通告制度が導入されることとなった。

2 自動車等が自転車等の側方を通過する際における規定の整備

自転車対歩行者事故の件数が増加傾向にある中、車両の一類型である自転車と歩行者との交錯を避けるためには、自転車の車道通行の原則の徹底を図ることにより、歩道における自転車と歩行者の交通事故の防止を図るべきである。

この点、車道上の自転車の事故情勢等を踏まえると、自転車の右側方を通過する自動車と自転車の側方接触事故を防止することが特に重要であったため、自動車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両をいう。以下同じ。）が自転車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両をいう。以下同じ。）の側方を通過する際における規定が整備されることとなった。

3 仮運転免許（以下「仮免許」という。）及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件の引下げに関する規定の整備

旧法においては、準中型免許及び普通免許については、運転免許の欠格事由として18歳に満たない者には与えないこととされており、準中型仮免許及び普通仮免許

についても、同様に18歳に満たない者に対しては与えないこととされている。また、運転免許試験の受験資格については、18歳に満たない者は、運転免許試験を受けることができないこととされている。

この点、いわゆる「早生まれ」の高校生のうち高校卒業後に就職を予定している者は、就職までに準中型免許又は普通免許を取得することが困難な場合があるとして、自動車教習所業界等から、準中型仮免許及び普通仮免許の年齢要件を引き下げを求める要望が寄せられていた。

そこで、仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件を17歳6月に引き下げることで、高校を卒業後に就職を予定しているいわゆる「早生まれ」の高校生であっても、在学中に準中型仮免許及び普通仮免許を取得可能とし、運転免許試験の受験ができるようにすることにより、不均衡が解消されることとなった。

第2 内容

1 交通反則通告制度を軽車両に適用するための規定の整備

(1) 改正法

ア 重被牽引車以外の自転車をはじめとする軽車両の運転者がした罪に当たる行為のうち、一定の行為を新たに反則行為とすることとされた（法第125条第1項、別表第2）。

イ 新たに交通反則通告制度の対象となる軽車両の運転者については、16歳以上の者とする事とされた（法第125条第2項第4号）。

ウ 軽車両の反則金の限度額については、原動機付自転車と同一とすることとされた（法別表第2）。

(2) 改正令

自転車をはじめとする軽車両に係る反則行為の種別及び反則金の額につき、既に自動車及び原動機付自転車に係る反則行為とされている違反行為については、反則行為の種別について所要の修正を行うとともに、原動機付自転車に係る反則金の額と同一とし、軽車両に固有の違反行為については、反則行為の種別を新たに定めるほか、罰則が同程度である原動機付自転車の違反に係る額を参考に、反則金の額を新たに定めることとされた（令別表第6）。

(3) 改正府令

交通反則告知書及び交通反則通告書の様式中、「車両等の種類」欄の「原付車」を「原付等」に改めることとされた（府令別記様式第25及び第26）。

2 自動車等が自転車等の側方を通過する際における規定の整備

(1) 改正法

ア 自動車等は、当該車両と同一の方向に車道等を進行している自転車等の右側を追い抜きの形態で通過する場合において、当該車両と当該自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないこととされた（法第18条第3項）。

イ 前記アの場合においては、当該自転車等は、できる限り道路の左側端に寄っ

て通行しなければならないこととされた（法第18条第4項）。

ウ 法第18条第3項に違反する行為をした者は、原則として3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金に、同条第4項に違反する行為をした者は、5万円以下の罰金に処すこととされた（法第119条第1項第6号、第120条第1項第2号）。

(2) 改正令

ア 法第18条第3項に違反する行為について、点数については2点、反則金の額については7,000円（普通車）等とすることとされた（令別表第2及び別表第6）。

イ 法第18条第4項に違反する行為について、反則金の額については5,000円とすることとされた（令別表第6）。

3 仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件の引下げに関する規定の整備

(1) 改正法

ア 準中型仮免許及び普通仮免許の欠格事由を17歳6か月に満たない者に引き下げることとされた（法第88条）。

イ 準中型免許及び普通免許の運転免許試験を受けることができる年齢を上記アと同様に引き下げ、17歳6か月とすることとされた（法第96条）。

ウ 準中型免許及び普通免許の取得に係る年齢要件は引き続き18歳となることから、18歳に満たない者が運転免許試験に合格したとしても、運転免許を与えるのはその者が18歳になってからとなるところ、準中型免許又は普通免許の運転免許試験を受け、これに合格した18歳未満の者については、18歳に達した場合に限って運転免許を与えることを明確化することとされた（法第90条）。

エ 18歳に満たずに準中型免許及び普通免許の運転免許試験に合格した者に対して、その者が18歳になってから与えられる運転免許証等の有効期間と、18歳以上であって継続して運転免許を受けている期間が5年未満である者が新たに準中型免許又は普通免許を受けた場合の運転免許証等の有効期間に不均衡が生じないように、運転免許証等の有効期間の算出について、「満了日等」の特例を設けることとされた（法第95条の6）。

(2) 改正府令

ア 運転免許試験に合格した者で、当該運転免許試験に係る運転免許を受けていない者は、取得時講習受講の有無にかかわらず、運転免許試験成績証明書の交付を受けることができることとされた（府令第28条）。

イ 仮免許証裏面の注意事項について、仮免許による運転は、法令の定める資格を有する者を運転者席の横の座席に同乗させ、その指導の下に行わなければならないことを明確にすることとされた（府令別記様式第15）。

第3 留意事項

1 自転車の安全利用の促進

自転車の安全な利用を促進するため、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育・広報啓発活動を通じ、今回の改正の趣旨及び自転車の基本的な交通ルールの周知徹底を図るとともに、自転車利用者による交通違反に対する指導取締りについては、

引き続き、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告を原則とし、悪質・危険な違反行為については積極的な検挙措置を講ずること。

2 仮免許及び運転免許試験の受験資格の年齢要件の引下げに係る周知と教養の徹底

今回、仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件を引き下げることで、高校を卒業後に就職を予定しているいわゆる「早生まれ」の高校生であっても高校在学中の早期に仮免許を取得することができるようになり、就職までに準中型免許又は普通免許を取得しやすくなること、教育委員会や自動車教習所等の関係機関と連携し、今回の改正の趣旨の周知徹底を図ること。

なお、改正法により、準中型免許及び普通免許の運転免許試験に係る年齢要件は仮免許と同様に引き下げられることとなるが、当該免許の取得に係る年齢要件については引き続き18歳となることから、18歳に満たない者が運転免許試験に合格したとしても、当該運転免許を与えるのはその者が18歳になってからとなる点について、所属職員に対する教養を徹底し、運転者管理システムの機能等を活用するなどして、欠格事由に該当する者への誤交付が行われないようにすること。

また、必要に応じて、運転免許試験に合格した者が運転免許証の交付を受ける前に他の都道府県に転出したときは、運転免許証の交付を受けるためには、転出先の公安委員会に対して運転免許試験成績証明書を提出する必要があることを適切に教示すること。

3 その他施行に向けた準備

改正府令により、仮免許証、交通反則告知書及び交通反則通告書の様式が変更となること、令和8年4月1日より前に交付する仮免許証等については、旧様式を使用することが可能であるが、同日以降に交付するものについては、新様式を使用せず、旧様式を使用する場合には、同様式に所要の修正を加えて使用する必要があるため、その確認を徹底すること。

なお、仮免許証、交通反則通告書等の変更後の様式については、追って通達する。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第221号）の官報の写し
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第57号）の官報の写し

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十四号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「運転し、」を「運転する車」に改め、同項第十七号中「こと」の下に「原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含み、」を加える。

第十八条に次の二項を加える。

3 車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合（当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない。

4 前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない。

第十八条の付記中「第百十九条第一項第六号」を「第百十九条第一項第六号 第三項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ロ、第百十九条第一項第六号 第四項については第百二十条第一項第二号」に改める。

第二十条第三項中「第二十五条第一項」を「第十八条第四項、第二十五条第一項」に改める。

第二十四条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ロ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ハ」に改める。

第二十六条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ハ」を「第百十七条の二の二第一項第八号二」に改める。

第二十六条の二の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号二」を「第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に改める。

第二十八条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ホ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ヘ」に改める。

第四十一条第一項中「第十八条」を「第十八条第一項から第三項まで」に改める。

第五十二条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ヘ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ト」に改める。

第五十四条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ト」を「第百十七条の二の二第一項第八号チ」に改める。

第七十条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号チ」を「第百十七条の二の二第一項第八号リ」に改める。

第七十一条第五号の五中「又は原動機付自転車」を「、原動機付自転車又は自転車」に改める。

第七十五条の四の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号リ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ヌ」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ヌ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ル」に改める。

第八十八条第二項中「十八歳」を「十七歳六か月」に改める。
第九十条第一項中「限る」を「限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る」に改める。
第九十五条の六第一項の表の備考一の中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同表の備考一の中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録、その者の十八歳の誕生日
第九十六条第一項中「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許」を「第一種免許」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く）も受けることができる。
第九十六条に次の一項を加える。

7 第八十八条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。
第九十七条の二の二第一項第三号中「車両等」の下に「自転車以外の」を加え、同項第八号又を同号ルとし、同号ロからリまでを同号ハからヌまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十八条（左側寄り通行等）第三項の規定の違反となるような行為
第九十七条の三の二第二号中「車両等」の下に「自転車以外の」を加え、同条第三号中「車両」の下に「自転車以外の」を加える。

第九十八条第一項第四号中「若しくは原動機付自転車」を「、原動機付自転車若しくは自転車」に改める。

第九十九条第一項第六号中「第二項」を「第二項若しくは第三項」に改める。
第一百二十条第一項第二号中「第二十五条」を「第十八条（左側寄り通行等）第四項、第二十五条」に改める。

第一百二十五条第一項中「重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。」を削り、同条第二項第一号中「特定小型原動機付自転車」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、「第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を削り、同項第二号中「状態」を「状態若しくは」に改め、「規定する状態」の下に「で車両等を運転していた者」を、「車両等」の下に「自転車以外の軽車両を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 十六歳未満の者

別表第一 第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているものの項中「原動機付自転車（以下）」の下に「この表において」を加える。

別表第二 第一百八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車、原動機付自転車及び重被牽引車以外の軽車両（以下この表において「小型特殊自動車等」という。）」に改め、同表第一百八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車及び原動機付自転車」に改め、同表第二百二十条第一項第二号から第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為の項中「第六号まで」を「第七号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇八 （略） 九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。 十〇十六 （略） 十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。 十七の二〇二十三 （略） 二・三 （略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇八 （略） 九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。 十〇十六 （略） 十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。 十七の二〇二十三 （略） 二・三 （略）

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等(歩道又は自転車道を通行しているものを除く。)の右側を通過する場合(当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。)において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない。

4 前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号 第三項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号、第百十九条第一項第六号 第四項については第百二十条第一項第二号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第十八条第四項、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規

三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号ハ、第一百十九条第一項第三号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号ニ、第一百十九条第一項第四号、第二百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号ロ、第一百十九条第一項第三号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号ハ、第一百十九条第一項第四号、第二百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2ゝ4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号へ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(緊急自動車等の特例)

第四十一條 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第六項、第十八條第一項から第三項まで、第二十條第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六條の二第三項、第二十九條、第三十條、第三十四條第一項、第二項及び第四項、第三十五條第一項並びに第三十八條第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2ゝ4 (略)

(車両等の灯火)

第五十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2ゝ4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(緊急自動車等の特例)

第四十一條 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第六項、第十八條、第二十條第一項及び第二項、第二十條の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六條の二第三項、第二十九條、第三十條、第三十四條第一項、第二項及び第四項、第三十五條第一項並びに第三十八條第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2ゝ4 (略)

(車両等の灯火)

第五十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第二百二十一条第一項第九号)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号リ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一五の四 (略)

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ヘ、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第二百二十一条第一項第九号)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置

話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通话（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 （略）

（罰則 （略））

（最低速度）

第七十五条の四 （略）

（罰則 第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号又、第百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車禁止）

第七十五条の八 （略）

2・3 （略）

（罰則 第一項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号又、第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号 第二項については第百十

その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通话（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 （略）

（罰則 （略））

（最低速度）

第七十五条の四 （略）

（罰則 第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号又、第百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車禁止）

第七十五条の八 （略）

2・3 （略）

（罰則 第一項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号又、第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号 第二項については第百十

九条第一項第七号)

(免許の欠格事由)

第八十八条 (略)

2 大型仮免許にあつては二十一歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十七歳六か月に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る。)に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一七 (略)

2 14 (略)

九条第一項第七号)

(免許の欠格事由)

第八十八条 (略)

2 大型仮免許にあつては二十一歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一七 (略)

2 14 (略)

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)	備考
イ〜ニ (略)	一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)	備考
イ〜ニ (略)	一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

ホ 満了日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日	(1) (3) (略)	(4) 十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二	二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録 その者の十八歳の誕生日	(5) (略)	二六 (略)
---	--------------------	---	---	----------------	---------------

2・3 (略)

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許の運転免許試験を受けることができない。ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)も受けることができる。

2・6 (略)

7 第八十八条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日	(1) (3) (略)	(新設)	(4) (略)	二六 (略)
---	--------------------	-------------	----------------	---------------

2・3 (略)

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許の運転免許試験を受けることができない。

2・6 (略)

(新設)

第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第一項の規定に違反して車両等(自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四・七 (略)

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ (略)

ロ 第十八条(左側寄り通行等) 第三項の規定の違反となるような行為

ハ・ル (略)

九 (略)

2 (略)

第百十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた

第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四・七 (略)

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ (略)

(新設)

ロ・ヌ (略)

九 (略)

2 (略)

第百十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた

者が身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車以外の軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（自転車以外の軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三 （略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車、原動機付自転車若しくは自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六 （略）

2・3 （略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁

者が身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三 （略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六 （略）

2・3 （略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁

刑又は五万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

六 第十七条(通行区分) 第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条(左側寄り通行等) 第二項若しくは第三項、第二十五条の二(横断等の禁止) 第一項、第二十八条(追越しの方法)、第二十九条(追越しを禁止する場合)、第三十一条(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条(交差点における他の車両等との関係等) 第二項から第四項まで、第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)又は第七十五条の五(横断等の禁止)の規定の違反となるような行為をした者

七二十 (略)

2・3 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十八条(左側寄り通行等) 第四項、第二十五条(道路外に出る場合の方法) 第三項、第二十六条(車間距離の保持)、第二十六条の二(進路の変更の禁止) 第二項、第二十七条(他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二(乗合自動車(左折又は右折) 第六項(第三十五条(指定通行区分) 第二

刑又は五万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

六 第十七条(通行区分) 第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条(左側寄り通行等) 第二項、第二十五条の二(横断等の禁止) 第一項、第二十八条(追越しの方法)、第二十九条(追越しを禁止する場合)、第三十一条(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条(交差点における他の車両等との関係等) 第二項から第四項まで、第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)又は第七十五条の五(横断等の禁止)の規定の違反となるような行為をした者

七二十 (略)

2・3 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十五条(道路外に出る場合の方法) 第三項、第二十六条(車間距離の保持)、第二十六条の二(進路の変更の禁止) 第二項、第二十七条(他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二(乗合自動車の発進の保護)、第三十二条(割込み等の禁止)、第三十四条(左折又は右折) 第六項(第三十五条(指定通行区分) 第二項において準用する場合を含む。)、

項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三〇十七 （略）

二・三 （略）

（通則）

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等の運転者がしたものを行い、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む、第七十五条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自

第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三〇十七 （略）

二・三 （略）

（通則）

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものを行い、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車を除く。）に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む、第七十五条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付

自動車を運転することができないこととされている者

- 二 当該反則行為をした場合において、酒に酔った状態若しくは
第七十七條の二第一項第三号に規定する状態で車両等を運轉し
ていた者又は身体に第七十七條の二の二第一項第三号の政令で
定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車
以外の軽車両を除く。）を運轉していた者

三 （略）

四 十六歳未満の者

3 （略）

別表第一（第五十一條の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金 の限度額
第四十四條第一項、第四 十五條第一項若しくは第 二項、第四十七條第二項 若しくは第三項、第四十 八條、第四十九條の第三 項、第四十九條の四又 は第七十五條の八第一項 の規定に違反して駐車し ているもの	（略） （略） 小型特殊自動車及び 原動機付自転車（以 下この表において「 小型特殊自動車等」 という。）	（略） （略） （略）

自転車^{（新設）}を運転することができないこととされている者又は第八
十五條第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る
自動車を運轉することができないこととされている者

- 二 当該反則行為をした場合において、酒に酔った状態、第七十
七條の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第七十七條の
二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保
有する状態で車両等を運轉していた者

三 （略）

（新設）

3 （略）

別表第一（第五十一條の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金 の限度額
第四十四條第一項、第四 十五條第一項若しくは第 二項、第四十七條第二項 若しくは第三項、第四十 八條、第四十九條の第三 項、第四十九條の四又 は第七十五條の八第一項 の規定に違反して駐車し ているもの	（略） （略） 小型特殊自動車及び 原動機付自転車（以 下「小型特殊自動車 等」という。）	（略） （略） （略）

（略）

備考

（略）

別表第二（第二百二十五条、第三百十条の二関係）

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）		（略） （略） 小型特殊自動車、原動機付自転車及び重被牽引車以外の軽車両（以下この表において「小型特殊自動車等」という。）	（略） （略） （略）
第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定めら		（略） （略） 小型特殊自動車及び原動機付自転車	（略） （略） （略）

（略）

備考

（略）

別表第二（第二百二十五条、第三百十条の二関係）

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）		（略） （略） 小型特殊自動車等	（略） （略） （略）
第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定めら		（略） （略） 小型特殊自動車等	（略） （略） （略）

備考 (略)	(略)	第二百二十条第一項第二号から第七号まで、第十号 (第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。)若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為			(略)	(略)	(略)	れた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)

備考 (略)	(略)	第二百二十条第一項第二号から第六号まで、第十号 (第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。)若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為			(略)	(略)	(略)	れた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百一十一号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十条第一項ただし書、第一百条の二第一項本文及び第四号、第二百二条の二、第二百二条の三、第二百四条の二の四第二項並びに第二百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第二項第十五号中「法第百七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たる」を「別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当する」に改める。

別表第二の一の表中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方安全通過義務違反」に、「整備不良（制動装置等）」を「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「原付牽引違反、整備不良（尾灯等）」を「原付等牽引違反、自動車等整備不良（尾灯等）」に改め、別表第二の備考の二の16中「同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合」を「法第百七条の四第一項第二号の罪に当たるもの」に改め、同表の備考の二の23を次のように改める。

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）をいう。

別表第二の備考の二の31中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方安全通過義務違反」に、「の規定」を「又は第三項の規定」に改め、同表の備考の二の51中「整備不良（制動装置等）」を「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「行為」を「行為（法第百十九条第二項第二号の罪に当たるものであつて）」に改め、同表の備考の二の100中「原付牽引違反」を「原付等牽引違反」に改め、同表の備考の二の101中「整備不良（尾灯等）」を「自動車等整備不良（尾灯等）」に、「行為」を「行為（法第百十九条第二項第二号の罪に当たるものに限る）」に改める。

別表第六の一の項から十五の項までの規定中「原付車」を「原付等」に改め、同表の十六の項中「整備不良（制動装置等）」を「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表の十七の項中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方安全通過義務違反」に、「整備不良（尾灯等）」を「自動車等整備不良（尾灯等）」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表の十八の項中「通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反」を「被側方通過車義務違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反」に、「牽引違反」を「牽引違反、軽車両整備不良、自転車制動装置不良」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表の十九の項中「路側帯進行方法違反」の下に、「並進禁止違反」を、「環状交差点左折等方法違反」の下に、「軽車両乗車積載制限違反」を加え、「原付牽引違反」を「原付等牽引違反」に改め、「運行記録計不備」の下に、「自転車道通行義務違反」を加え、「原付車」を「原付等」に改め、同表の二十の項中「原付車」を「原付等」に改め、同表の備考の二の25を31とし、24を30とし、23を28とし、その次に次のように加える。

29 「自転車道通行義務違反」とは、法第六十三条の三の規定の違反となるような行為をいう。
別表第六の備考の二の22を26とし、その次に次のように加える。

27 「軽車両乗車積載制限違反」とは、法第五十七条第二項の規定に基づく公安委員会の定め
に違反する行為をいう。

別表第六の備考の二の21を24とし、その次に次のように加える。

25 「並進禁止違反」とは、法第十九条の規定の違反となるような行為をいう。

別表第六の備考の二の20中「の規定」を「又は第六十三条の四第二項の規定」に改め、同表の備考の二の20を23とし、19を22とし、18を21とし、17の次に次のように加える。

18 「被側方通過車義務違反」とは、法第十八条第四項の規定の違反となるような行為をいう。
19 「軽車両整備不良」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第百二十条第一項第七号の罪に当たるものに限る。）をいう。

20 「自転車制動装置不良」とは、法第六十三条の九第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第六の備考の三の4中「原付車」を「原付等」に、「及び原動機付自転車」を「原動機付自転車及び軽車両（重被牽引車を除く。）」に改める。

附則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十三号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三条第五項、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百三十三号）第十一条第四項、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七十一条及び死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十三の二第一項の表第五項ただし書の項中「当該請求」を「当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から当該請求」に、「以前に」を「までの間において」に、「であった」を「となつた」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第三項中「同条第四号」を「同条第三号」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「とす」を「と、同項第二号中「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日」とす」に改める。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第十条第六項

○内閣府令第五十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第三項、第一百十四条の六及び第一百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十六条第二項及び第四十七条第四項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十日

府

令

二 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第九条第六項

三 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）第三条第六項

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中「及び第四号」を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十二条において「改正後国民年金法」という。」を削る。

第九条中「第十二条」を「第十二条第一項第一号及び第十三条第三項」に改める。

第十二条第一項第一号中「及び第三項」の下に「並びに次条第三項」を加え、同条第二項中「改正後国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「平成二十九年整備政令第十条の規定による改正後の協定実施特例政令（以下この項及び次条第三項において「改正後協定実施特例政令」という。）を「協定実施特例政令」に、「改正後国民年金法」を「国民年金法」に、「における改正後協定実施特例政令」を「における協定実施特例政令」に、「同項の表中「第三号及び第四号」とあるのは、「を「同項の表一の項中（同法第三十七条（第三号に限る。）の規定の適用に係る部分を除く。）又は」とあるのは「又は」と、同表一の項中「国民年金法第三十七条（第三号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第二号」とあるのは「第二号」と、同表三の項中「国民年金法第三十七条（第三号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第三号」とあるのは「第三号」と、同表四の項中「国民年金法第三十七条（第三号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第四号」とあるのは「に改める。」

第十三条第一項第一号中「第十条第一項」を「第二十七条」に改め、同条第二項中「年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（次項において「改正後厚生年金保険法」という。）を「厚生年金保険法」に改め、同条第三項中「改正後協定実施特例政令」を「平成二十九年整備政令第十条の規定による改正後の協定実施特例政令（以下この項において「改正後協定実施特例政令」という。）に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、（老齢厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給するものに限る。）を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

厚生労働大臣 福岡 資麿

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（運転免許試験成績証明書）

第二十八条 公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の六の運転免許

試験成績証明書を交付するものとする。

一 〔略〕

二 免許試験に合格した者で、当該免許試験に係る免許を受けていないもの

（運転免許試験成績証明書）

第二十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第九十条の二第二項各号に掲げる種類の免許に係る免許試験に合格した者で、当該各号に定める講習を受けていないもの

別記様式第十五（第十九条関係）

(表)
11

第	号	年	月	日交付
仮 運 転 免 許 証				
公 安 委 員 会				印

写	真	氏 名	年	月	日生
押出し					
スタンプ					
本籍又は 国籍等					
住 所					

別記様式第十五（第十九条関係）

(表)
11

第	号	年	月	日交付
仮 運 転 免 許 証				
公 安 委 員 会				印

写	真	氏 名	年	月	日生
押出し					
スタンプ					
本籍又は 国籍等					
住 所					

別記様式第二十五 (第四十条関係)

交 通 反 則 告 知 書 (番号)			
告 知 日 時		令和 年 月 日 午 前 後 時 分	
告知者の所属、階級等及び氏名		(印)	
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)	(8) 出頭
	本 籍		日時 場所
	住 所		裏面記載のとおり、 日 午 前 後 時
	免許証・ 免許情報 記 録	第 号 令和 年 月 日 公安委員会交付等	
	保護者 又は 勤務先	住所 電 氏名 (歳) 職業 続柄	
(2) 反則車両	登録(車両)番号 号		
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午 前 後 時 分 頃		
少 男・女	(4) 反則場所		
(5) 反則事項・罰条			
(6) 反則行為の種類	車両等の種類 (○印のもの) 大型車 普通車 二輪車 原付等 重被牽引車	反則行為の種類	(7) 反則金相当額 円
道路交通法第55条の規定により上記のとおり告知します。			

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

有 効 期 限		年 月 日
仮免許の種類		
免許の条件		
備 考		
注 意 事 項		
1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。		
2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。		
3 運転は、法令の定める資格を有する者を運転者席の横の座席に同乗させ、その指導の下に行うこと。		
4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。		

- 備考 1 用紙は、洋紙とする。
- 2 備考欄には、法第93条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の変更その他必要な事項を記載する。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十五 (第四十条関係)

交 通 反 則 告 知 書 (番号)			
告 知 日 時		令和 年 月 日 午 前 後 時 分	
告知者の所属、階級等及び氏名		(印)	
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)	(8) 出頭
	本 籍		日時 場所
	住 所		裏面記載のとおり、 日 午 前 後 時
	免許証・ 免許情報 記 録	第 号 令和 年 月 日 公安委員会交付等	
	保護者 又は 勤務先	住所 電 氏名 (歳) 職業 続柄	
(2) 反則車両	登録(車両)番号 号		
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午 前 後 時 分 頃		
少 男・女	(4) 反則場所		
(5) 反則事項・罰条			
(6) 反則行為の種類	車両等の種類 (○印のもの) 大型車 普通車 二輪車 原付車 重被牽引車	反則行為の種類	(7) 反則金相当額 円
道路交通法第55条の規定により上記のとおり告知します。			

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

有 効 期 限		年 月 日
仮免許の種類		
免許の条件		
備 考		
注 意 事 項		
1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。		
2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。		
3 運転は、法令の定める資格を有する者を同乗させ、その指導の下に行うこと。		
4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。		

- 備考 1 用紙は、洋紙とする。
- 2 備考欄には、法第93条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の変更その他必要な事項を記載する。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書(告知書番号)									
告知年月日		令和 年 月 日							
告知者の所属、階級等及び氏名									
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)					職業	(8) 納付	別添納付書記載のとおり。
	本 籍						方 法	場 所	
	住 所								
	免許証・免許情報登録	第 号	令和 年 月 日	公安委員会交付等					
	保護者は 勤務先	住 所	電						
	(2) 反則車両	登録(車両)番号	号						
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分頃								
少 男・女	(4) 反則場所								
(5) 反則事項・罰条									
(6) 反則行為の種類	車両等の種類 (○印のもの)			反則行為の種類			(7) 反 則 金 額		
	大型車 原付等	普通車 けん 重被牽引車	二輪車				円		
(9) 納付すべき金額	円								
(10) 納 付 期 限	令和 年 月 日								
(11) 通告年月日	令和 年 月 日								
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。 警 察 本 部 長 (警 視 総 監) 印 (方面本部長)									

備 考 用紙の大きさは、縦29センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

交通反則通告制度に関する説明

仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

出頭場所

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書(告知書番号)									
告知年月日		令和 年 月 日							
告知者の所属、階級等及び氏名									
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)					職業	(8) 納付	別添納付書記載のとおり。
	本 籍						方 法	場 所	
	住 所								
	免許証・免許情報登録	第 号	令和 年 月 日	公安委員会交付等					
	保護者は 勤務先	住 所	電						
	(2) 反則車両	登録(車両)番号	号						
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分頃								
少 男・女	(4) 反則場所								
(5) 反則事項・罰条									
(6) 反則行為の種類	車両等の種類 (○印のもの)			反則行為の種類			(7) 反 則 金 額		
	大型車 原付車	普通車 けん 重被牽引車	二輪車				円		
(9) 納付すべき金額	円								
(10) 納 付 期 限	令和 年 月 日								
(11) 通告年月日	令和 年 月 日								
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。 警 察 本 部 長 (警 視 総 監) 印 (方面本部長)									

備 考 用紙の大きさは、縦29センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

交通反則通告制度に関する説明

仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

出頭場所

附則

(施行期日)

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。
（経過措置）

2 この府令の施行前に交付された仮運転免許証の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。
3 この府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省令

○法務省令第三十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十日

法務大臣 鈴木 馨祐

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一

別表第一

〔略〕	鹿児島地方法務局		
	支局	出張所	
	位置		鹿児島県 鹿児島市
	管轄区域		鹿児島県の内 鹿児島市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡の内 屋久島町

〔同上〕	鹿児島地方法務局		
	支局	出張所	
	位置		鹿児島県 鹿児島市
	管轄区域		鹿児島県の内 鹿児島市 日置市 鹿児島郡

道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行													
（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三 （略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一 十四 （略） 十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。） 十六 （略） 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係） 一 一般違反行為に付する基礎点数 <table><tr><th>一般違反行為の種類</th><th>点数</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反</td><td>二点</td></tr></table>		一般違反行為の種類	点数	（略）		警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反	二点	（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三 （略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一 十四 （略） 十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。） 十六 （略） 別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係） 一 一般違反行為に付する基礎点数 <table><tr><th>一般違反行為の種類</th><th>点数</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反</td><td>二点</td></tr></table>		一般違反行為の種類	点数	（略）		警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反	二点
一般違反行為の種類	点数														
（略）															
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反	二点														
一般違反行為の種類	点数														
（略）															
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反	二点														

、通行区分違反、歩行者等側方安全通過義務違反、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、自動車等整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁
	一点

、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁
	一点

止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追 い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害 、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交 差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環 状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊 急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交 差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、 合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反 、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制 限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超 過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽 引違反、原付等牽引違反、自動車等整備不良（尾 灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等 危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、 停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、 座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義 務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運 転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務 違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線 車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自 動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反 又は仮免許練習標識表示義務違反	
---	--

二・三
（略）
備考

止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追 い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害 、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交 差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環 状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊 急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交 差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、 合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反 、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制 限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超 過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽 引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転 落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措 置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義 務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト 装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗 車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表 示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低 速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車 妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車 道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許 練習標識表示義務違反	
--	--

二・三
（略）
備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 ～ 15 (略)

16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（法第七十一条の四第一項第二号の罪に当たるものに限る。）をいう。

17 ～ 22 (略)

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（法第十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）をいう。

24 ～ 30 (略)

31 「歩行者等側方安全通過義務違反」とは、法第十八条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

32 ～ 50 (略)

51 「自動車等整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第九十九条第二項第二号の罪に当たるものであつて、制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 ～ 15 (略)

16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

17 ～ 22 (略)

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（16に規定する場合を除く。）をいう。

24 ～ 30 (略)

31 「歩行者等側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

32 ～ 50 (略)

51 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

- 52
～
99 (略)
- 100 「原付等牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定める違反する行為をいう。
- 101 「自動車等整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第百十九条第二項第二号の罪に当たるもの）に限り、51に規定する行為を除く。）をいう。
- 102
～
132 (略)

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類別	反則行為の種類			反則金の額			
	種類	車両等の種類	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一 積載物重量制限超過（普通等十割以上）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 速度超過（高速三十五以上四十未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四 速度超過（高速三十以上三十五未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

- 52
～
99 (略)
- 100 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定める違反する行為をいう。
- 101 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51に規定する行為を除く。）をいう。
- 102
～
132 (略)

別表第六（第四十五条関係）

反則行為の種類別	反則行為の種類			反則金の額			
	種類	車両等の種類	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一 積載物重量制限超過（普通等十割以上）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 速度超過（高速三十五以上四十未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四 速度超過（高速三十以上三十五未満）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

十	速度超過（二十以上二十五未満）	未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）			（略）			（略）		
		原付等	（略）	（略）	原付等	（略）	（略）	二輪車又は原付等	（略）	（略）
五	放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	（略）			（略）			（略）		
		原付等	（略）	（略）	原付等	（略）	（略）	二輪車又は原付等	（略）	（略）
六	速度超過（二十五以上三十未満）又は携帯電話使用等（保持）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七	放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
八	放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
九	放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十	速度超過（二十以上二十五未満）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

十	速度超過（二十以上二十五未満）	未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）			（略）			（略）		
		原付車	（略）	（略）	原付車	（略）	（略）	二輪車又は原付車	（略）	（略）
五	放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
六	速度超過（二十五以上三十未満）又は携帯電話使用等（保持）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七	放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
八	放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
九	放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十	速度超過（二十以上二十五未満）	（略）			（略）			（略）		
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

又は大型自動二輪車等乗車方法違反	(略)	(略)			
	原付等	(略)			
	一万円	(略)			
十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	(略)	(略)			
	二輪車又は原付等	(略)			
	九千円	(略)			
十二 速度超過（十五以上二十未満）又は遮断踏切立入り	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
十三 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	原付等	(略)			
	七千円	(略)			
	(略)	(略)			
十四 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	二輪車又は原付等	(略)			
	七千円	(略)			
	(略)	(略)			
十五 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	六千円	(略)			
十六 速度超過（十五未満）、信号	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			

又は大型自動二輪車等乗車方法違反	(略)	(略)			
	原付車	(略)			
	一万円	(略)			
十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	(略)	(略)			
	二輪車又は原付車	(略)			
	九千円	(略)			
十二 速度超過（十五以上二十未満）又は遮断踏切立入り	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
十三 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	原付車	(略)			
	七千円	(略)			
	(略)	(略)			
十四 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	二輪車又は原付車	(略)			
	七千円	(略)			
	(略)	(略)			
十五 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）以外）	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	六千円	(略)			
十六 速度超過（十五未満）、信号	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			

無視（赤色等）、通行区分違反、 高速自動車国道等車間距離不保持、 追越し違反、踏切不停止等、交 差点安全進行義務違反、環状交差 点安全進行義務違反、横断歩行者 等妨害等、自動車等整備不良（制 動装置等）、作動状態記録装置不 備、安全運転義務違反、自動運行 装置使用条件違反、本線車道横断 等禁止違反又は高速自動車国道等 運転者遵守事項違反	（略）	（略）
	（略）	（略）
	原付等	六千円
十七 信号無視（点滅）、通行禁止 違反、歩行者用道路徐行違反、歩 行者等側方安全通過義務違反、急 ブレーキ禁止違反、法定横断等禁 止違反、路面電車後方不停止、優 先道路通行車妨害等、環状交差点 通行車妨害等、徐行場所違反、指 定場所一時不停止等、積載物大き さ制限超過、積載方法制限超過、 自動車等整備不良（尾灯等）、幼 児等通行妨害、安全地帯徐行違反 又は免許条件違反	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	原付等	五千円
十八 被側方通過車義務違反、通行	（略）	（略）

無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置使用条件違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反					
十七 信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、環状交差点通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	原付車				六千円
	原付車				五千円
十八 通行帯違反、路線バス等優先	（略）			（略）	（略）

帶違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出入右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、軽車両整備不良、自転車制動装置不良、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標	(略)	(略)
原付等	五千元	
通行帯違反、道路外出入右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	(略)	(略)
原付車	五千元	

識表示義務違反				
十九 通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、並進禁止違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、軽車両乗車積載制限違反、制限外許可条件違反、原付等牽引違反、運行記録計不備、自転車道通行義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	原付等	(略)	(略)	
	三千元	(略)	(略)	
二十 警音器使用制限違反又は免許証不携帯	大型車、普通車、二輪車又は原付等			三千元

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 17 (略)

18 「被側方通過車義務違反」とは、法第十八条第四項の規

十九 通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反				
二十 警音器使用制限違反又は免許証不携帯	原付車	(略)	(略)	
	三千元	(略)	(略)	
大型車、普通車、二輪車又は原付車				三千元

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 17 (略)

(新設)

定の違反となるような行為をいう。

19| 「軽車両整備不良」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（法第二百二十条第一項第七号の罪に当たるものに限る。）をいう。

20| 「自転車制動装置不良」とは、法第六十三条の九第一項の規定に違反する行為をいう。

21・22| （略）

23| 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項又は第六十三条の四第二項の規定の違反となるような行為をいう。

24| （略）

25| 「並進禁止違反」とは、法第十九条の規定の違反となるような行為をいう。

26| （略）

27| 「軽車両乗車積載制限違反」とは、法第五十七条第二項の規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為をいう。

28| （略）

29| 「自転車道通行義務違反」とは、法第六十三条の三の規定の違反となるような行為をいう。

30・31| （略）

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・3| （略）

4 「原付等」とは、小型特殊自動車、原動機付自転車及び

（新設）

（新設）

18・19| （略）

20| 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21| （略）

（新設）

22| （略）

（新設）

23| （略）

（新設）

24・25| （略）

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・3| （略）

4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付自転車を

軽車両（重被牽引車を除く。）をいう。

いう。